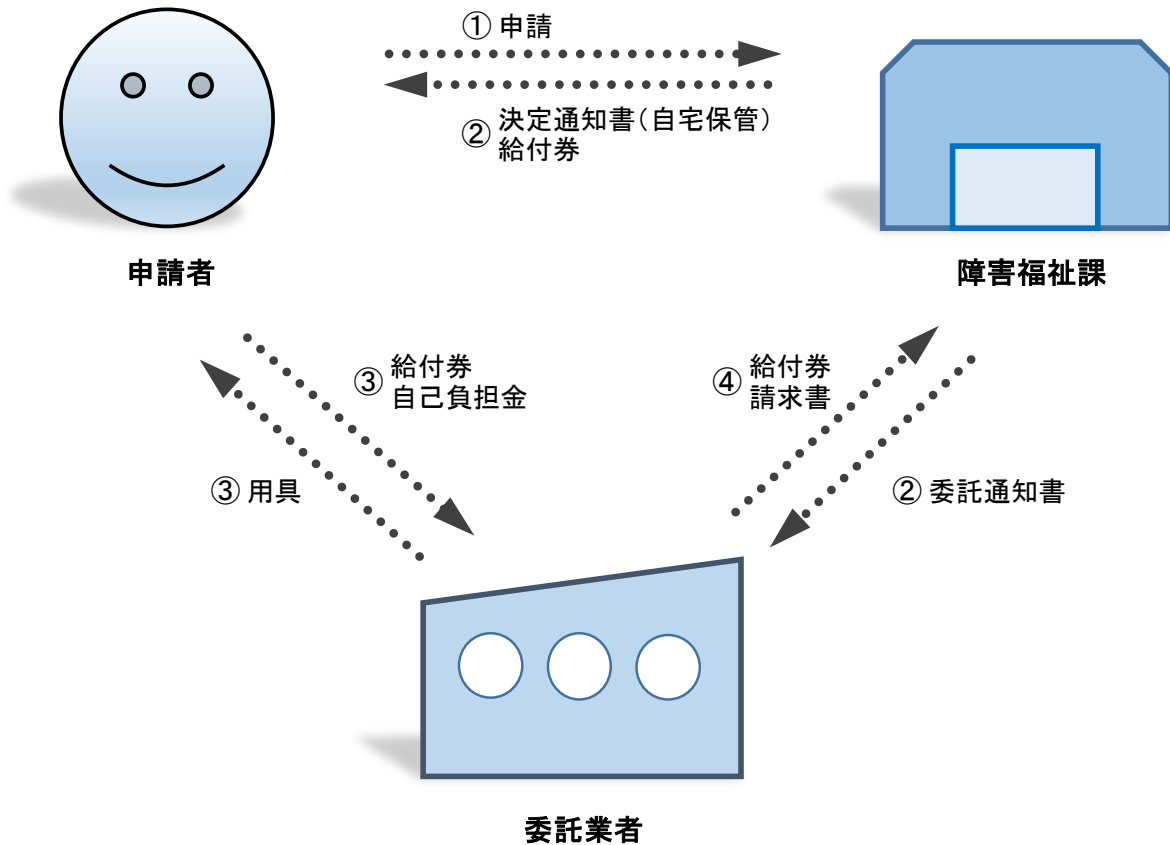


日常生活用具（申請からの流れ）



① 申請

必要書類を障害福祉課に提出ください。

- 1 日常生活用具給付申請書
- 2 見積書（ストマ装具・紙おむつは4月～7月分、8月～11月分、12月～3月分の4か月ごと）
- 3 カタログ（ストマ装具・紙おむつについては不要です。）
- 4 身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳
- 5 医師の意見書(品目により必要)
- 6 課税(非課税)証明書(転入のかたのみ)
御本人が18歳以上の場合は、御本人と配偶者のものがが必要です。
御本人が18歳未満の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯全員のかたのものがが必要です。
- 7 個人番号カード

② 決定通知

障害福祉課から申請者様と業者の双方に通知します。
給付券が手元に届いたら、業者へ連絡してください。

③ 用具の受取

給付券に受領日を記入、御署名の上、業者に送付してください。
自己負担がある場合、自己負担分の金額の支払をお願いします。

④ 請求支払

業者からの請求を受けて、9割(自己負担額なしは10割)を公費で支払います。

問合せ先

〒208-8502

武蔵村山市学園四丁目5番地の1

武蔵村山市民総合センター1階

障害福祉課 手当助成係

TEL 042-590-1185

FAX 042-562-3966